

広島県告示第千百十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和二年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

令和二年十一月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
竹原市忠海中町三丁目一九三二番一地从先から 竹原市忠海中町二丁目四八四一番一地从先まで	〇 一四・三〇 〇 二六・〇〇	〇 二二・五〇 一四・三〇 〇 二六・〇〇	四・八〇〇 二二・五〇〇 一四・三〇〇 二六・〇〇〇	四九八・〇〇 六二二・〇〇〇 四九八・〇〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 五一四・八八 メートル